

○蟹江町全国大会等出場選手奨励金支給要綱

平成18年3月28日要綱第1号

平成30年3月23日要綱第6号

令和3年3月31日要綱第15号

(目的)

第1条 この要綱は、アマチュアスポーツ競技の全国大会等に選手として出場する個人及び団体の小学生・中学生に対し奨励金を支給し、競技力の向上と本町の名声を高めることを目的に、蟹江町全国大会等出場選手奨励金（以下「奨励金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「全国大会等」とは、次に掲げる大会をいう。

- (1) 国民体育大会
 - (2) 公益財団法人日本スポーツ協会加盟競技団体が開催する全国大会及び日本選手権大会
 - (3) 教育関係機関が開催する大会で町長が奨励金の支給を適当と認める全国大会
 - (4) その他、町長が奨励金の支給を適当と認める全国大会以上規模の大会
- (支給要件)

第3条 町長は、次に掲げる個人又は団体が全国大会等に出場する場合に奨励金を支給するものとする。ただし、選手として個人競技・団体競技に出場する者。

- (1) 町内に住所を有する小学生・中学生
- (2) 町内の小学校・中学校に在籍するもの

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、1人につき5,000円とする。

(申請手続)

第5条 奨励金の支給を受けようとする者は、全国大会が開催される日の10日前までに、蟹江町全国大会等出場選手奨励金支給申請書（様式第1号）に次

の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 全国大会等の開催要綱等大会の内容が記載された書類
- (2) 予選会又は選考会の経緯を記載した書類
- (3) 全国大会等にエントリーされたことを明らかにする書類
(支給決定)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは奨励金を支給する。

(適用除外)

第7条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金を支給しないものとする。

- (1) 県若しくはこれに準ずる区域を越える規模の予選会又は選考会を経ずに、出場する場合
- (2) 同一大会において、町が他に派遣費等を支給する場合
- (3) 同一年度において、二大会以上出場する場合
- (4) 政治団体、宗教団体、競技流派団体又は、これに準ずる団体が主催する大会で、参加資格が特に限定される場合

(返還)

第8条 町長は、奨励金の支給を受けた者が、エントリーを取り消された場合は、既に支給した奨励金の全部又は一部は返還させることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要事項は、別に町長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年要綱第6号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年要綱第15号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。